

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

金属アーク溶接等限定技能講習の新設について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないものとされています。

今般、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていることなどを踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとして、特定化学物質障害予防規則等を改正したところです。

つきましては、改正の趣旨、内容は下記のとおりですので、関係事業場、傘下会員事業場等に対する周知につきまして、特段の御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

記

1 改正省令の概要について

- (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加したものであること（安衛則別表第1関係）。

(2) 特化則の一部改正について

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしたものであること（特化則第 27 条第 2 項関係）。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したものであること（特化則第 28 条の 2 関係）。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること（特化則第 51 条第 4 項関係）。

エ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正 登録省令で定める登録教習機関の区分に金属アーク溶接等限定技能講習を追加することとしたものであること（登録省令第 20 条第 15 号の 2 関係）。

(3) 改正告示の概要について

金属アーク溶接等限定技能講習に係る科目の範囲、講習時間等を規定したものであること。

2 施行期日等について

(1) 改正省令及び改正告示は、（改正省令の附則の一部規定を除き）令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。

(2) 登録教習機関の登録に関する所要の経過措置を設けること。

3 細部事項について

(1) 特化則の一部改正関係

今回の改正は、事業者に対し、金属アーク溶接等作業を行う場合は、今回新設された金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属アーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。

(2) 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係

金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。

また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。

担当 北海道労働局労働基準部健康課
副主任労働衛生専門官 渡邊
電話 011-709-2311 内線 3561

○厚生労働省令第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第七十六条第三項、第七十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------|---|-----|--------------------------------|
| 別表第一(第十六条、第十七条関係) | | | |
| (略) | 令第六条第十八号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業 | (略) | 令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業 |
| (略) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(講習科目を次項の金属アーク溶接等作業に係るものに限定したもの(以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を除く。令第六条第二十号の作業の項において同じ。)を修了した者 | (略) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者 |
| (略) | 金属アーク溶接等作業主任者 | (略) | 金属アーク溶接等作業主任者 |
| 別表第一(第十六条、第十七条関係) | | | |
| (新設) | | (略) | 令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業 |
| (新設) | | (略) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者 |
| (新設) | | (略) | 特定化学物質作業主任者 |

| | | |
|-----------|-----|--|
| 備考 (略) | (略) | 他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この項において「金属アーク溶接等作業」という。） |
| | (略) | 技能講習を含む。）を修了した者 |
| | (略) | |
| 備考 (略) | (略) | |
| | (略) | |
| | (略) | |

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第二条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(四アルキル鉛等作業主任者の選任) 第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第二十七条において同じ。)を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。</p> | <p>(四アルキル鉛等作業主任者の選任) 第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の定めるところによる。</p> |

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(特定化学物質作業主任者等の選任) 第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五十一条第一項及び第三項において同じ。)(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条第四項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(金属アーク溶接等作業主任者の職務) 第二十八条の二 事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。</p> <p>二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。</p> <p>三 保護具の使用状況を監視すること。</p> | <p>(特定化学物質作業主任者の選任) 第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> |

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限定。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〜四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

イ (略)

ロ 金属アーク溶接等作業を行う作業場

ハ〜ヘ (略)

(削る)

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュー

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限定。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〜四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

イ (略)

(新設)

ロ〜ホ (略)

第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接

ムを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2
2
12 (略)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について準用する。この場合において、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とあるのは「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」と、「特定化学物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。

ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2
2
12 (略)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第四条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(登録の区分)</p> <p>第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>十五の二 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習</p> <p>十六〇二十六 (略)</p> | <p>(登録の区分)</p> <p>第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習</p> <p>(新設)</p> <p>十六〇二十六 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(登録教習機関に関する経過措置)
- 2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下「新登録省令」という。)第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条の登録(次項において単に「登録」という。)を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。同法第七十七条第三項において準用する同法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。
- 3 この省令の施行の日前において第四条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下「旧登録省令」という。)第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けている者は、この省令の施行の日において新登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に

係る当該登録の有効期間は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日における旧登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間とする。

○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

| | | | |
|---------------------------------|---------------------|-----|---|
| | | 改正後 | <p>(講習科目の範囲及び時間)</p> <p>第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。</p> |
| 講習科目 | 範囲 | | |
| (略) | (略) | | |
| (略) | (略) | | |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 | | |
| (金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習) | (略) | | |
| 学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二十七号 | | | |
| | 講習時間 | | |
| | | 改正前 | <p>(講習科目の範囲及び時間)</p> <p>第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。</p> |
| 講習科目 | 範囲 | | |
| (略) | (略) | | |
| (略) | (略) | | |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | (新設) | | |
| | 講習時間 | | |

(傍線部分は改正部分)

| | | |
|-------------------------|--|--------------------------------------|
| 作業環境の改善方法に関する知識 | 健康障害及びその予防措置に関する知識 | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | 二項に規定する金属溶接等作業主任者限定技能講習をいう。以下同じ。を除外。 |
| 溶接ヒューム等の性質 | 溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置 | |
| 四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間） | 四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間、金属溶接等作業主任者限定技能講習にあつては一時間） | |

| | | |
|-------------------------|-------------------------|--|
| 作業環境の改善方法に関する知識 | 健康障害及びその予防措置に関する知識 | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (新設) | (新設) | |
| 四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間） | 四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間） | |

| | |
|------------------|--|
| 保護具に関する知識 | |
| (略) | |
| (略) | |
| (略) | |
| 金属アーク溶接等作業に係る保護具 | （金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業をいう。以下同じ。） に係る器具その他の設備の管理作業環境の評価及び改善の方法 |
| (略) | 時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあつては二時間） |
| 保護具に関する知識 | |
| (略) | |
| (略) | |
| (略) | |
| (新設) | |
| (略) | 時間） |

| | | | |
|----------|--|---|-----------------------------|
| 2 (略) | | 関係法令 | |
| | | (略) | |
| | | (略) | |
| | | (略) | |
| | 防規則 質障害予 定化学物 条項の特 中の関係 衛生規則 労働安全 行令及び 衛生法施 労働安全 衛生法施 行令及び 労働安全 衛生規則 中の関係 条項の特 定化学物 質障害予 防規則 | 労働安全 衛生法、 労働安全 衛生法施 行令及び 労働安全 衛生規則 中の関係 条項の特 定化学物 質障害予 防規則 | の種類の 性能、使 用方法及 び管理 |
| | 時間) つては一 | 二時間 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ つては一 | |

| | | | |
|----------|-------------|--|--|
| 2 (略) | | 関係法令 | |
| | | (略) | |
| | | (略) | |
| | | (略) | |
| | | (新設) | |
| | 時間) つては三 | 二時間 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間) | |

(金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正)

第二条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和

二年厚生労働省告示第二百八十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(溶接ヒュームの濃度の測定)</p> <p>第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 試料空気の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。</p> <p>二 四 (略)</p> | <p>(溶接ヒュームの濃度の測定)</p> <p>第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 試料空気の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。</p> <p>二 四 (略)</p> |

附 則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。